

保健所政令市移行等に伴う
茅ヶ崎市総合計画基本構想の見直し（案）

平成28年11月

茅ヶ崎市

も く じ

1 茅ヶ崎市総合計画について	P 1
2 基本構想の見直しに係る基本的な考え方	P 2
3 基本構想の見直し案	P 5
4 基本構想におけるまちづくりの目標体系図案	P 19
5 指標の修正・追加	P 21
附属資料 1	P 32
附属資料 2	P 55

1 茅ヶ崎市総合計画について

(1) 茅ヶ崎市総合計画基本構想とは

本市では、平成 23 (2011) 年 3 月に、20～30 年の中長期の展望を持ちつつ、社会情勢の激しい変化の中での確に対応できる 10 年間の計画期間として、「茅ヶ崎市総合計画」(以下、「総合計画」という。)を策定しました。

この総合計画は、中長期的な展望に基づき 10 年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針を定めた「茅ヶ崎市総合計画基本構想」(以下、「基本構想」という。)と、基本構想に定めた政策・施策目標を達成するために、事業の優先度を明確化したうえで、実行する施策の具体的な事業内容を示した「茅ヶ崎市総合計画実施計画」(以下、「実施計画」という。)の 2 層構造としています。

この基本構想では、本市の目指すべき将来像を「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」と定め、その実現のための目標を体系的に整理するとともに、政策展開の基本的な指針である 5 つのまちづくりの基本理念を定め、目標達成に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示しています。

また、まちづくりの目標体系と市の組織(部門・課)を連動させることで、施策の実行責任の所在を明確にするるとともに、基本構想の推進にあたっては、複雑・多様化する市民ニーズへの的確な対応及び市民サービスの実施主体の適正化を図るための「新しい公共の形成」と、限りある行政資源の効果的・効率的な活用による質の高い市民サービスを提供するための「行政経営の展開」という新しい「2 つの基軸」による行政運営の転換を図ることとしました。

基本構想の推進にあたっては、まちづくりの目標体系に位置づけた政策・施策に、目標達成に向けた数値目標の設定を行い、外部からの評価もいただきながら、行政評価(政策評価－施策評価－事務事業評価)と予算・人員編成などを連動させた P D C A マネジメントサイクル¹による計画の進行管理を実施しています。

(2) 基本構想の中間見直し(平成 26 年度)について

基本構想は中長期的な展望に基づき、市が将来に向かって進むべき方向性を示したものであり、市政運営の継続性や一貫性の観点から、短期間に方向性を大きく変更するべきではありません。

しかしながら、基本構想策定後の社会情勢の変化や、目前に迫った社会問題に的確に対応する必要があることから、平成 26 (2014) 年度に基本構想の中間見直しを行いました。

この中間見直しでは、市政の基礎情報である人口推計や財政推計などを最新の情報に更新するとともに、「安全・安心なまちづくりの更なる強化」、「急

¹目標達成のために、Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、計画通りに実行できたのかを評価し、次期の計画へと結びつける一連のシステム。

速な少子高齢化への対応」、「地方分権の更なる進展への対応」の視点に基づき、「政策目標」及び「施策目標」について見直しを実施するとともに、平成29年4月に保健所政令市への移行を目指していることから、「政策目標7 だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち」を追加し、「だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組んでいる」を目指すべき将来像として決めました。

2 基本構想の見直しに係る基本的な考え方

(1) 見直しの理由及び目的

本市は、より身近な地域において、きめ細やかで迅速な保健サービスを一元的かつ総合的に提供できる体制の構築を目指し、平成29年4月の保健所政令市移行に向けて準備を進めています。

この度、市保健所の体制が具現化したことから、平成26年度の間見直しに伴う改定の際に追加した、市保健所に係る「政策目標」及び「目指すべき将来像」の達成に向けた新たな「施策目標」及び「施策のねらい」の位置づけを行うとともに、それに伴う既存の施策目標等の整理を行い、基本構想の見直しを行います。

■ 中間見直しの際に追加した政策目標及び目指すべき将来像

【政策目標】

「だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち」

【目指すべき将来像】

「だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組んでいる」

(2) 見直しの対象

市保健所に係る「政策目標」及び「目指すべき将来像」の達成に向けた新たな「施策目標」及び「施策のねらい」の位置づけを行うとともに、それに伴う既存の施策目標等について必要な整理を行います。

また、各目標の達成状況を把握するための指標・目標値についても必要に応じて見直しを行います。

■ 見直しの対象項目

- | | | |
|--------------|------------|--------------|
| (1) 基本理念の説明文 | (2) 政策目標 | (3) 目指すべき将来像 |
| (4) 施策目標 | (5) 施策のねらい | |

見直し対象箇所（体系図）

将来の都市像

海と太陽とみどりの中で ひとが輝き

まちづくり編

まちづくりの基本理念

1 ひとづくり

学び合い育ち合う
みんなの笑顔が
きらめくひとづくり

2 地域づくり

いきいきと暮らす
ふれあいのある
地域づくり

3 暮らしづくり

安全でやすらぎの
ある持続可能な
暮らしづくり

21の政策目標

と

69の施策目標

政策目標〔1〕 ※子育て
次世代の成長を喜び合えるまち

- 01 安心して子どもを育てることを支援する
- 02 ニーズに合った多様な保育を行う
- 03 子どもの健康な成長を支援する

政策目標〔2〕 ※学校教育

既存の目指すべき将来像、施策目標、施策のねらい、指標の整理

【こども育成部】
子育て支援課
こども育成相談課

- 06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる
- 07 地域社会を支える情報拠点とをたかめる
- 08 教育理念を実現する政策を推進する
- 09 子どもの健やかな育ちを促す支援する

政策目標〔3〕 ※教育環境
次代に向かって
教育環境ゆたかなまち

- 10 円滑に教育行政を進める
- 11 安全で快適な教育環境をつくる
- 12 健やかで安心できる学校生活を支援する

政策目標〔4〕 ※生涯学習・文化
多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち

- 13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ
- 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる
- 15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる

政策目標〔5〕 ※保健・福祉
共に見守り支え合い
すこやかに暮らせるまち

- 16 健康と自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる
- 17 医療を受けられる保険制度を安定的に運営する
- 18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する
- 19 障害者の自立した生活と社会参加を支援する
- 20 安定した生活を支援する

既存の目指すべき将来像、施策目標、施策のねらい、指標の整理

【保健福祉部】
保健福祉課
高齢福祉介護課

政策目標〔7〕 ※地域保健・公衆衛生
だれもがいつまでも健康で
安心して暮らせるまち

政策目標〔8〕 ※環境・資源
環境に配慮し
次代に引き継ぐ潤いのあるまち

- 23 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する
- 24 快適で安全な生活環境を守る
- 25 資源循環型社会の形成を目指す
- 26 ごみや資源物を効率的に収集・処理する

既存の施策目標、施策のねらい、指標の整理

【環境部】
環境保全課
資源循環課

政策目標〔10〕 ※消防
生命や財産が守られるまち

- 27
- 28
- 29
- 30 消防業務を円滑に実施するための体制を整備する
- 31 火災発生と火災危険を減らす
- 32 消防力を充実し、災害活動体制を強化する
- 33 災害情報を統括・管理し、あらゆる活動を支援する
- 34 効果的・効率的な消防活動が実施できる体制を支援する
- 35 消防業務を効果的・効率的に実施す

目指すべき将来像の追加の検討
政策指標の設定
施策目標の位置づけ
施策のねらいの設定
施策指標の設定
【市保健所】

既存の目指すべき将来像、施策目標、施策のねらい、指標の整理

【文化生涯学習部】
スポーツ健康課

目標数の修正

環境

まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

まちづくり編

行政経営編

4 まちづくり

5 行政経営

人々が行きかい
自然と共生する便利で快適な
まちづくり

一人一人の思いが調和し
未来をひらく
行政経営

政策目標〔11〕
魅力にあふれるまちづくり

- 36 地域特性を生かしたまちづくりを推進する
- 37 住みやすく住み続けたいまちをつくる
- 38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
- 39 安全で秩序ある住環境を形成する
- 40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

政策目標〔12〕 ※土木・基盤
だれもが快適に過ごせるまち

- 41 道水路敷の効率的な管理・利用を進める
- 42 交通を円滑に処理する道路網を整備する
- 43 身近な生活道路を安全で快適にする
- 44 公園・緑地を整備する
- 45 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

政策目標〔13〕 ※下水道・河川
快適な水環境が守られるまち

- 46 下水道経営を健全に安定して行う
- 47 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する
- 48 下水道・河川施設の信頼性を確保する

政策目標〔14〕 ※産業・雇用
地域の魅力と活力のある産業のまち

- 49 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する
- 50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
- 51 充実感をもって働けるための就労を支援する
- 52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する

政策目標〔15〕 ※農業委員会
農地の適正で有効な利用を図る

政策目標〔16〕 ※企画
社会の変化に対応できる行政経営

- 54 先を見据えた政策を実現する
- 55 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
- 56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
- 57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める

政策目標〔17〕 ※総務
それぞれが持つ力を最大限に発揮する
行政経営

- 58 市民と行政が協力して自治の進展を図る
- 59 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
- 60 市が保有する情報を総括的に管理するとともに、自治に関する基本的な制度の整備を推進する
- 61 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う
- 62 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する
- 63 北部の行政拠点を充実する

政策目標〔18〕 ※財務
ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

- 64 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する
- 65 徴収率を向上させる
- 66 市民税の公平・適正な課税を行う
- 67 固定資産税の公平・適正な課税を行う
- 68 財産を適正に管理する
- 69 効率的で公正に入札・契約を執行する

政策目標〔19〕 ※会計
公金の管理を適正に行い、
安全かつ有利な運用を図る

政策目標〔20〕 ※選挙
行政に反映させる

政策目標〔21〕 ※監査
行政執行の適法性、効率性、
妥当性を維持し確保する

「基本理念」の説明文の見直し

既存の施策目標、
施策のねらい、指標の整理
【経済部】 行政に反映させる
農業水産課

協働

生涯学習

施策目標の番号ズレの修正

3 基本構想の見直し案

保健所政令市移行等に伴う基本構想の見直し案は次のとおりです。

見直し案	見直し理由
<p>第1 将来の都市像</p> <p>略</p>	
<p>第2 目標年次</p> <p>略</p>	
<p>第3 将来人口の見込み</p> <p>略</p>	
<p>第4 土地利用・都市構造</p> <p>略</p>	
<p>第5 まちづくりの基本理念</p> <p>将来の都市像の実現に向けて、総合的な政策展開の基本的な指針として、5つのまちづくりの理念を定めます。</p> <p>茅ヶ崎市のまちの特徴、近年の動向、現状や課題、今後の見通しなどを踏まえて、10年間の市政を展開するうえでの方向性を示しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 基本理念1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり</p> </div> <p>茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支える人を育てることに力点を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに取り組みさまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。</p> <p>子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育てが家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地域社会全体が子育てに関わる環境を整えます。</p> <p>子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てに関わる時間が持つ、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。</p> <p>性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 政策目標1 次世代の成長を喜び合えるまち</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して子育てができるサポート体制ができている ・ 子育てを支え合える地域社会の仕組みができている ・ 子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている ・ 多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている </div>	
<p>保健所への事務移管に伴い、母子保健及び健康づくり分野に関する記載を削除します。</p>	
<p>保健所への事務移管に伴い、記載内容を見直すとともに、「妊娠、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている」を削除します。</p>	

ア 施策目標 01

安心して子どもを育てることを支援する

施策のねらい

(ア) 乳幼児に関する施策の充実

子どもの成長にとって乳幼児期の保護者の関わり方が重要であることを啓発するとともに、保護者のために乳幼児期の子育てについての情報や学習機会をさまざまな媒体を活用して積極的に提供するなど、乳幼児に関する施策を充実します。

(イ) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築

子育てを教えてくれる人や支えてくれる人が身近におらず、孤立して不安になっている保護者と子の双方を支えるため、地域社会全体が子育てに関わる力や助け合う力を回復して、地域の中で、子どもを安心して預け合うなど、社会全体で子育てを支援できる仕組みの拡充を図ります。

(ウ) 子育て支援の充実

子育て世代の経済的な負担を軽減するなど、子どもを産みやすい環境を整備します。乳幼児期、学齢期にはそれぞれの時期や保護者の生活形態に応じて、子育てが初めての人をはじめ、子育て中の保護者が安心して子育てができるよう支援・助成します。

(エ) 医療費助成制度の維持

医療費助成制度（小児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成）を安定的に継続運営することで、対象者の健康や福祉の増進と経済的負担の軽減を図ります。

イ 施策目標 02

略

ウ 施策目標 03

子どもの健康な成長を支援する

施策のねらい

(ア) 家庭児童相談事業の充実

家庭児童相談事業を充実し、子育て家庭の育児不安などの解消を目指します。また、関係機関と連携して、児童虐待相談の充実と虐待の未然防止対策を強化するとともに、児童虐待の起きた家庭を支援します。

(イ) 療育相談事業の充実

巡回相談などを通じて幼稚園、保育園、学校などの機関と連携を深め、療育相談を充実します。

(2) 政策目標 2

次世代をはぐくむ教育力に富んだまち

略

(3) 政策目標 3

次代に向かって教育環境ゆたかなまち

略

(4) 政策目標 4

多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち

目指すべき将来像

・ 市民の学習意欲に応じて、学習拠点とともに、市民、大学、事業者などとの協

保健所への事務移管に伴い、見直します。

保健所への事務移管に伴い、「(ア) 母子保健対策の充実」「(イ) 子育てサービスの充実」を削除するとともに項番を整理します。

。

働によって新しい学習の場や機会が充実している

- ・ 地域文化への愛着と未来への創造力があふれ、だれもが自然に文化・芸術に親しんでいる
- ・ 世代を超えてスポーツに親しみ、健康に暮らしている人が増えている
- ・ 互いを尊重しながら、自らの意思で積極的に等しく社会に参画できる環境が整っている

ア 施策目標 13

略

イ 施策目標 14

いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる

施策のねらい

(ア) 生涯スポーツ・健康づくりの推進

市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ健康づくりができる、生涯スポーツと健康づくりの推進を図ります。

(イ) さまざまなスポーツに取り組める環境づくり

スポーツ人口を増やし、指導者を育成し、さまざまな種類のスポーツに多くの人が気軽に参加する環境づくりを進めます。

(ウ) スポーツ施設整備の推進

市民のだれもが、気軽にスポーツに親しめるよう、既存スポーツ施設のバリアフリー化を含めた機能充実と新たなスポーツ施設整備の推進を図ります。また、利用者の安全を確保するため、施設の適切な維持管理を進めます。

ウ 施策目標 15

略

2 基本理念 2

いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり

超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。

制度による公的な福祉サービス（公助）を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の「支え合い」の力を着実に育てます。

国際化の進展等に伴いモノやヒトの流れが活発になる中での予期せぬ感染症の発生予防とまん延防止、食品の安全性を確保するための監視・指導による市民の健康被害防止、衛生的な生活環境の確保や動物愛護の取り組みの支援を通じて、地域の公衆衛生を支えます。

(1) 政策目標 5

共に見守り支え合いですこやかに暮らせるまち

目指すべき将来像

- ・ 元気な高齢者が増えている
- ・ 地域の総合的な相談機関や専門相談員が設置され、だれもがより身近なところで相談できている
- ・ ボランティアに取り組む人が増え、地域での見守り、支え合いができています

保健所への事務移管に伴い、「(エ)健康意識の向上」「(オ)食育についての正しい知識の普及」「(カ)一次予防に重点を置いた健康づくりの推進」を削除します。

保健所政令市に移行し、新たに「公衆衛生」に関する取り組みを進めるため、追加します。

- ・ 在宅生活を支援するサービスが充実し、住み慣れた地域で暮らし続ける人が増えている
- ・ だれもが安心して医療を受けている
- ・ 日ごろの見守り活動とともに、災害時要援護者の支援体制も整っている
- ・ 地域で活動する自立した障害者が増えている
- ・ だれもが生活の不安なく暮らしている

ア 施策目標 16

自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる

施策のねらい

(ア) 支え合える環境づくり

地域住民のつながりを再構築し、住み慣れた地域でだれもが充実した生活を送ることができるような社会環境を整備します。

(イ) 地域福祉活動の充実

地域での多様な福祉活動の担い手を増やし、その活動を支えるための拠点を整備充実します。

(ウ) 地域福祉活動のネットワーク化

支援が必要な人に対して、公的な制度による福祉サービスと制度によらない民間主体の福祉サービスが切れ目なく提供できるような体制を構築します。

イ 施策目標 17

略

ウ 施策目標 18

高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する

施策のねらい

(ア) 高齢者の健康づくりと生きがいの支援

高齢者が、できるだけ健康で、その人らしく生きがいをもって生活できるよう、体力・健康づくりと生きがいを支援します。

(イ) 介護サービスの充実

介護が必要な高齢者に対して、身近な地域で安心して、必要なサービスが利用できるよう、介護保険サービスを充実します。

(ウ) 認知症高齢者に対する支援の充実

認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域ケア体制を整備します。

(エ) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

多様な主体による訪問サービスや通所サービス等の介護予防・生活支援サービス等の提供体制を整備し、要支援認定者等の在宅における日常生活を支える取り組みを推進します。

(オ) 多職種が連携した在宅医療の体制の充実

医療、介護などの多職種の連携による支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし、在宅で医療を受けられるようにします。

(カ) 地域包括支援センターの機能充実

高齢者とその家族に対して、身近な地域で、保健・福祉・介護に関する相談ができるよう、地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、さらなる施設整備を行い、地域支援体制を整備します。

(キ) 権利擁護体制の充実

高齢者が、主体的な生活を選択する際に、権利を侵害されたり財産を脅かされた

現在、市民の健康的な生活を送るための各種健診の実施や医療提供体制の確保等に取り組んでいますが、保健所への事務移管に伴い、地域の支え合える環境作りや地域福祉活動の充実等の事務が中心となるため、「健康」の視点を削除します。

保健所への事務移管に伴い、「(ア) 各種検診の受診率の向上」「(イ) 地域医療の充実」を削除します。

「(カ) 地域保健・公衆衛生の向上」については、保健所政令市移行にむけた準備のために設定したものであり、保健所設置後は保健所において取り組む内容のため、削除します。

りすることがないよう、地域の多様な関係者・関係機関と連携し、権利擁護の推進体制を強化することで、いざというときも安心して生活できるようにします。

(ク) 災害時要援護者支援制度の充実

一人暮らしの高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるようにするための災害時要援護者支援制度を充実します。

エ 施策目標 19

略

オ 施策目標 20

安定した生活を支援する

略

(2) 政策目標 6

質の高い医療サービスを安定的に提供するまち

略

(3) 政策目標 7

だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち

目指すべき将来像

- だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組んでいる
- 快適に暮らせる安全で衛生的な生活環境が整っている
- 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている

ア 施策目標 23 あらゆる健康危機から地域住民を守る

施策のねらい

(7) 保健所間の連絡体制の充実

保健所行政の推進に必要な最新の知見や情報を収集するため、地域の保健福祉事務所や県内の保健所設置市などとの連携を進めます。

(イ) 健康危機管理体制の整備・充実

予期せぬ感染症の発生やまん延など、住民の生命や身体の安全を脅かす事態に備え、医療機関や他自治体などと連携した健康危機管理体制を整備・充実します。

(ウ) 保健、医療に携わる人材の育成

保健師や管理栄養士等の資格取得を目指す学生等に対する地域保健実習を支援するほか、医師臨床研修等を実施し、地域保健・医療の人材の育成を推進します。

イ 施策目標 24 医療の安全を確保し、健康で安心した生活を持続する

保健所政令市へ移行し、保健所において新たに公衆衛生に関する取り組みを進めるとともに、母子保健に関する取り組みを進めるため追加します。

保健所政令市に移行し、健康危機の発生に備え、地域住民を守る医療等の体制を整備するため追加します。

保健所間の連携を深め、迅速な保健所行政の推進を図るとともに、感染症等の健康危機事態への対応や保健医療技術職を目指す人材の育成に取り組むため追加します。

保健所政令市に移行し、地域住民がいつでも安心して医療を受けることができ、健康な生活を続けることができるよう支援する取り組みを進めるため追加します。

<p>施策のねらい</p> <p>(7) <u>医療供給体制の強化</u> <u>病院や診療所等の許可・届出等に対する指導や立入検査等を通じた医療供給体制の強化を進めます。</u></p> <p>(4) <u>地域医療の充実</u> <u>救急医療事業のあり方を再検討するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保し、いざというときに身近なところで医療サービスが受けられるようにします。</u></p> <p>(7) <u>健康生活の支援</u> <u>各種健康相談・健康教育等を実施するとともに、地域の歯科保健や給食施設の栄養管理等を充実させる取り組みを進めます。</u></p> <p>ウ <u>施策目標 25 ころとからだの健康をサポートする</u></p>	<p>地域住民が安心して医療を受けることができる体制の強化、身近な地域で住民自らの健康管理や健康状態を相談し、適切なアドバイスを受けることができるかかりつけ医制度の定着及び健康生活を支援する取り組みを進めるため追加します。</p> <p>保健所政令市に移行し、地域住民がいつでも安心して医療を受けることができ、健康な生活を続けることができるよう支援する取り組みを進めるため追加します。</p>
<p>施策のねらい</p> <p>(7) <u>専門性の高い疾病予防対策の充実</u> <u>多様化・複雑化する感染症の予防や拡大防止対策を充実させます。また、難病などの患者・家族の交流を図るとともに、相談体制を充実させます。</u></p> <p>(4) <u>こころの健康づくりの推進</u> <u>ストレスなどの蓄積による心の不安や精神疾病を未然に防ぐため、心の健康に関する啓発活動や相談体制を充実させます。</u></p> <p>エ <u>施策目標 26 健康で衛生的な生活環境を守る</u></p>	<p>結核や様々な感染症の予防、難病の患者、精神障害者又は認知症の方等に対する支援を行い、地域住民の安心を確保するため追加します。</p> <p>保健所政令市に移行し、地域住民の生活環境衛生を確保するため追加します。</p>
<p>施策のねらい</p> <p>(7) <u>環境衛生の向上</u> <u>理・美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場などの生活に密着した生活衛生施設の営業、墓地の経営、専用水道などの水道施設などの許可、監視指導などを通じて衛生措置基準の順守、施設の改善向上を図ります。</u></p> <p>(4) <u>医薬品等の使用の適正化</u> <u>薬局をはじめ、医薬品等を取り扱う医療施設等の監視指導などを通じて、薬事衛生の向上を図ります。また、薬物乱用防止に関する普及啓発に取り組みます。</u></p> <p>(7) <u>動物の愛護、保護管理の推進</u> <u>人と動物が共生できる快適な環境づくりのため、野生鳥獣の捕獲許可、愛玩動物飼養のマナー啓発、危険害虫の駆除、狂犬病予防定期集合注射の実施に努めます。</u></p> <p>オ <u>施策目標 27 食の安全・安心を確保する</u></p>	<p>生活衛生関係業者、薬局・医薬品販売業者等に対して関係法令等に基づいた適切な指導を行うことにより、地域住民の安全・安心を確保するほか、動物愛護・保護を推進するため追加します。</p> <p>保健所政令市に移行し、食の安全・安心を確保し、地域住民の健康を守るため追加します。</p>
<p>施策のねらい</p> <p>(7) <u>食の安全の確保</u> <u>食品の製造所や販売店などの監視指導及び食品等の検査を通じて、食の安全・安心の確保に努めます。</u></p> <p>(4) <u>食品衛生知識の普及</u> <u>食品関係業者をはじめ、広く地域住民への食品衛生に関する正しい知識の普及に取り組みます。</u></p> <p>カ <u>施策目標 28 ころとからだを健康にできる環境をつくる</u></p>	<p>食品関係業者に対して食品衛生法や食品表示法等に基づいた適切な指導を行うことにより、飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止し、地域住民の健康を確保するため追加します。</p> <p>保健所政令市に移行し、既存の業務の一部を統合し保健所で実施することから、市民の健康づくりに関する事項を追加します。</p>

施策のねらい

(7) 健康づくりの推進

市民一人一人が健康づくりに主体的に取り組めるよう、一次予防に重点を置き、健康に関する適切な情報と場を提供し、市民全体の健康づくりを推進します。

(イ) 食育についての正しい知識の普及

市民一人一人が、主体的自発的に健全な食生活を送ることができるよう、食育についての正しい知識を普及します。

(ウ) 各種検診の受診率の向上

疾病の早期発見・早期治療のために、検診の必要性を広報紙や個別通知などで啓発し、健康診査などの受診率を上げ、だれもが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるようにします。

(エ) 母子保健対策の充実

母子保健対策を充実し、子どもも親も健康的な生活を送り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、訪問指導の充実を図り、支援を必要とする家庭を支援します。

市民が主体的に健康づくりや食育の推進に取り組むとともに、市民の健康的な生活を送るための各種検診の実施や母子保健対策の充実を図るため追加します。

3 基本理念 3

安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり

深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待たなしの状況にあります。低炭素社会への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。

ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。

市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。

多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。

災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。

(1) 政策目標 8

環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち

目指すべき将来像

- ・ 低炭素・資源循環・自然共生社会の形成に向け、日常生活や事業活動・行政活動において、環境配慮への意識の向上や自主的・連携した取り組みが実践され、温室効果ガスの排出量が減少している
- ・ 空気がおいしく、澄み渡った空が見られるきれいな環境を身近に感じることができる
- ・ 市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し合いながら、ごみ・資源の適正分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており、廃棄物の削減が進み資源の有効活用が図られている
- ・ 適正で効率的な資源分別・収集が定着し、焼却残さの削減と温室効果ガス排出量の削減が進んでいる

ア 施策目標 29

略

イ 施策目標 30

快適で安全な生活環境を守る

施策のねらい

(ア) 市民・事業者などの意識やモラルの向上

だれもが安心して暮らせる快適な環境を保全する活動に、市民・事業者などの参加を促すとともに、公害の監視活動や情報開示を通じて、市民・事業者などの環境に対する意識とモラルを向上させる仕組みを構築し、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を進めます。

(イ) 地域の環境保全活動や美化活動の促進と支援

地域、地区レベルで自治会組織や市民一人一人が、地域の環境保全活動や美化活動に自発的に取り組めるよう、仕組みづくりや支援に努めます。

(ウ) 生活環境の向上

公衆便所の維持管理、し尿・浄化槽汚泥の適正処理、浄化槽法による指導の徹底、空地の浄化推進などにより、生活環境の向上を図ります。

ウ 施策目標 31

資源循環型社会の形成を目指す

施策のねらい

(ア) ごみの排出抑制

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式からの脱却を目指して、啓発活動の充実を図るとともに、レジ袋削減に向けた取り組みなどを通じて、ごみに対する意識の高揚を図り、全市民と協働してごみの排出抑制を進めます。

(イ) 資源循環の仕組みの充実

ごみ処理の広域化を推進し、処理施設の共同整備と資源化施設の共同運用を適切に実施し、その有効活用を図るとともに分別品目や収集方法を見直して資源化を促進します。

(ウ) 廃棄物の適正処理

循環型社会の形成に向けた収集計画を策定し、家庭から出るごみをはじめ、事業系ごみ、し尿、浄化槽汚泥などの適正処理を行います。

(エ) 使用済み自動車の適正処理

使用済み自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な確保等を図るため、関連事業者の登録、許可及び指導を行います。

エ 施策目標 32

略

(2) 政策目標 9

安全で安心して暮らせるまち

略

ア 施策目標 33

略

イ 施策目標 34

略

ウ 施策目標 35

略

保健所への事務移管及び部局内並びに神奈川県からの事務移管に伴い、見直します。

神奈川県からの事務移管に伴い、追加します。

(3) 政策目標 10
生命や財産が守られるまち

略

ア 施策目標 36

略

イ 施策目標 37

略

ウ 施策目標 38

略

エ 施策目標 39

略

オ 施策目標 40

略

カ 施策目標 41

略

4 基本理念 4
人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり

茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクトな市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。

現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。

市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。

公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。

茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人々が訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。

自然環境など地域の特性に配慮し、生活や防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。

(1) 政策目標 11
魅力にあふれ住み続けたいまち

略

ア 施策目標 42

略

イ 施策目標 43

略

ウ 施策目標 44

略

エ 施策目標 45

略

オ 施策目標 46

略

(2) 政策目標 12
だれもが快適に過ごせるまち

略

ア 施策目標 47

略

イ 施策目標 48

略

ウ 施策目標 49

略

エ 施策目標 50

略

オ 施策目標 51

略

(3) 政策目標 13
快適な水環境が守られるまち

略

ア 施策目標 52

略

イ 施策目標 53

略

ウ 施策目標 54

略

(4) 政策目標 14
地域の魅力と活力のある産業のまち

目指すべき将来像

- ・ 茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化し、地域経済が好循環している
- ・ 商業や農業・水産業の後継者と新規起業者、新規就農者が増加している
- ・ 既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されている
- ・ 観光のネットワークが形成されている
- ・ 市民生活の利便性の高い都市拠点が整備され、活力あるまちとなっている

ア 施策目標 55

略

イ 施策目標 56

農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める

施策のねらい

(ア) 異業種交流の場の提供

農業、水産業、商業による異業種交流の場の提供を継続的に行い、地産地消と新たなビジネスチャンスの創出を行います。

(イ) 経営の安定化支援

農業・水産業の担い手の確保育成や経営能力の向上を図り、魅力ある産業として就労意欲が高まるような仕組みづくりを進め、経営の安定化を支援します。

(ウ) 地産地消の推進

農業・水産業は環境や食の安全に対する消費者の関心の高まりと地場産業振興の観点から地産地消を進めるとともに、消費地の中に生産地がある特徴を生かし地産地消の拠点づくりを進めます。

(エ) 海岸侵食対策の推進

県と連携し漁港西側に堆積する砂を中海岸へ搬送するとともに、国・県などの関係機関へ海岸侵食対策事業に対する要望活動を行い、侵食対策を推進します。

(オ) 海岸の保全・活用の推進

多様化する海洋レジャーに伴う海浜地の利用に対して、湘南海岸の特性が活かせるようなイベントなどの開催に対し支援などを行うとともに、海岸の保全・活用を推進します。

(カ) 農地の保全・活用の推進

生産基盤整備や意欲の高い担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の確保と有効利用を図り、農地の保全・活用を推進します。

ウ 施策目標 57

略

エ 施策目標 58

略

(5) 政策目標 15
農地の適正で有効な利用を図る

略

5 基本理念 5
一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営

略

(1) 政策目標 16
社会の変化に対応できる行政経営

略

ア 施策目標 59
略

イ 施策目標 60
先を見据えた政策を実現する

施策のねらい

(ア) 戦略的な計画立案と成果を上げる事業展開

市全体の経営方針や重点施策、行財政改革などの具体的な方向性を示すとともに、厳しい財政状況を認識したうえで、各組織が使命、ビジョンを明確にし、目標の設定や政策・事務事業の優先順位付けを行い、目的指向、成果指向の市政運営を推進します。

(イ) 総合計画の確実な進行管理

政策や施策の推進にあたっては行政評価を活用し、組織としての使命の明確化、外部環境や内部環境などの現状の分析、目的や方針の設定、定量的な目標の設定などを行うことで、組織としての戦略形成や的確な改善を行うとともに、評価の客観性、公平性、透明性を高めるため、行政外部の主体による外部評価を実施します。

(ウ) 変化に対応した行政経営

地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくため、地方へのさらなる権限移譲に対応し、さらに複雑・多様化する市民ニーズに対応できるよう組織の機動性を高めるとともに、市民や事業者との連携を図ります。

(エ) 行政改革の実施

効率的・効果的な行政運営を推進するため、行政自らが行うべき事柄を明確にした中で、民間委託の推進、公の施設のあり方の見直し、効率的な組織の構築、事務事業の見直しなどを積極的に推進し、行政改革に取り組みます。

(オ) 豊かな長寿社会に向けた取り組みの推進

長寿であることを誰もが享受できる豊かな長寿社会を支える仕組みを構築し、その戦略的な展開を図ります。

ウ 施策目標 61

略

エ 施策目標 62
情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる

マイナンバー制度の導入準備が完了し、一定の目的を達成したことから「(カ)マイナンバー制度の活用に向けた取り組みの推進」を削除します。

施策のねらい

(ア) 情報の一元的かつ総合的な提供

行政情報の安全性を確保しながら、各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供することにより、質の高い市民サービスを実現します。

(イ) 時間、場所などに制約されない市民サービスの提供

インターネットなどを活用し、時間や場所に制約されない利便性の高い市民サービスや市政への市民参加の機会の拡大を進めます。

(ウ) 情報通信技術の活用

情報セキュリティ対策を実施したうえで、情報通信技術の活用により市民サービスの向上を図ります。

(エ) 情報による地域力の向上

市民、企業、大学などとの協働や優れた情報発信と防災対策、産業振興などにより、行政を含めた地域力の向上を図ります。

(オ) マイナンバー制度の活用に向けた取り組みの推進

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の趣旨に基づき、マイナンバーを活用した住民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた取り組みを推進します。

オ 施策目標 63

略

(2) 政策目標 17

それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営

略

ア 施策目標 64

略

イ 施策目標 65

略

ウ 施策目標 66

略

エ 施策目標 67

略

オ 施策目標 68

略

カ 施策目標 69

略

(3) 政策目標 18

ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

マイナンバー制度の導入準備の完了に伴い、行政情報化推進の視点から新たに追加するとともに、文言を整理します。

略

ア 施策目標 70

略

イ 施策目標 71

略

ウ 施策目標 72

略

エ 施策目標 73

略

オ 施策目標 74

略

カ 施策目標 75

略

(4) 政策目標 19
公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る

略

(5) 政策目標 20
住民の意思を行政に反映させる

略

(6) 政策目標 21
行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する

略

第6 政策共通認識

略

4 基本構想におけるまちづくりの目標体系図案

将来の
都市像

海と太陽とみどりの中で ひとが輝き

まち
づくりの
基本
理念

まちづくり編

1 ひとづくり

学び合い育ち合う
みんなの笑顔が
きらめくひとづくり

2 地域づくり

いきいきと暮らす
ふれあいのある
地域づくり

3 暮らしづくり

安全でやすらぎの
ある持続可能な
暮らしづくり

21の政策目標

と

75の施策目標

政策目標〔1〕 ※子育て 次世代の成長を喜び合えるまち

- 01 安心して子どもを育てることを支援する
- 02 ニーズに合った多様な保育を行う
- 03 子どもの健康な成長を支援する

政策目標〔2〕 ※学校教育・社会教育 次世代をはぐくむ 教育力に富んだまち

- 04 学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる学校教育を推進する
- 05 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する
- 06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる
- 07 地域社会を支える情報拠点としての機能をたかめる
- 08 教育理念を実現する政策を推進する
- 09 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し支援する

政策目標〔3〕 ※教育環境 次代に向かって 教育環境ゆたかなまち

- 10 円滑に教育行政を進める
- 11 安全で快適な教育環境をつくる
- 12 健やかで安心できる学校生活を支援する

政策目標〔4〕 ※生涯学習・文化 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち

- 13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ
- 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる
- 15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる

政策目標〔5〕 ※保健・福祉 共に見守り支え合い すこやかに暮らせるまち

- 16 自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる
- 17 医療を受けられる保険制度を安定的に運営する
- 18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する
- 19 障害者の自立した生活と社会参加を支援する
- 20 安定した生活を支援する

政策目標〔6〕 ※医療 質の高い医療サービスを 安定的に提供するまち

- 21 効果的・効率的に病院を運営する
- 22 高度で良質な医療サービスを提供する

政策目標〔7〕 ※地域保健・公衆衛生 だれもがいつまでも健康で 安心して暮らせるまち

- 23 あらゆる健康危機から地域住民を守る
- 24 医療の安全を確保し、健康で安心した生活を持続する
- 25 こころとからだの健康をサポートする
- 26 健康で衛生的な生活環境を守る
- 27 食の安全・安心を確保する
- 28 こころとからだを健康にできる環境をつくる

政策目標〔8〕 米環境・資源 環境に配慮し 次代に引き継ぐ潤いのあるまち

- 29 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する
- 30 快適で安全な生活環境を守る
- 31 資源循環型社会の形成を目指す
- 32 ごみや資源物を効率的に収集・処理する

政策目標〔9〕 ※安全・安心 安全で安心して暮らせるまち

- 33 市民生活の安全を確保する
- 34 あらゆる災害や危機に効果的に対応する
- 35 市民の悩みや不安を解消する

政策目標〔10〕 ※消防 生命や財産が守られるまち

- 36 消防業務を円滑に実施するための体制を整備する
- 37 火災発生と火災危険を減らす
- 38 消防力を充実し、災害活動体制を強化する
- 39 災害情報を統括・管理し、あらゆる活動を支援する
- 40 効果的・効率的な消防活動が実施できる体制を支援する
- 41 消防業務を効果的・効率的に実施する

施策目標数を修正

修正

追加

政策 共通 認識

共生社会

環境

まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

まちづくり編

4 まちづくり

人々が行きかい
自然と共生する便利で快適な
まちづくり

行政経営編

5 行政経営

一人一人の思いが調和し
未来をひらく
行政経営

政策目標〔11〕 ※都市づくり
魅力にあふれ住み続けたいまち

- 42 地域特性を生かした都市空間をつくる
- 43 住みやすく住み続けたいまちをつくる
- 44 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
- 45 安全で秩序ある住環境を形成する
- 46 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

政策目標〔12〕 ※土木・基盤
だれもが快適に過ごせるまち

- 47 道水路敷の効率的な管理・利用を進める
- 48 交通を円滑に処理する道路網を整備する
- 49 身近な生活道路を安全で快適にする
- 50 公園・緑地を整備する
- 51 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

政策目標〔13〕 ※下水道・河川
快適な水環境が守られるまち

- 52 下水道経営を健全に安定して行う
- 53 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する
- 54 下水道・河川施設の信頼性を確保する

政策目標〔14〕 ※産業・雇用
地域の魅力と活力のある産業のまち

- 55 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する
- 56 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
- 57 充実感をもって働けるための就労を支援する
- 58 地域特性に配慮した都市拠点を整備する

政策目標〔15〕 ※農業委員会
農地の適正で有効な利用を図る

政策目標〔16〕 ※企画
社会の変化に対応できる行政経営

- 59 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする
- 60 先を見据えた政策を実現する
- 61 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
- 62 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
- 63 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める

政策目標〔17〕 ※総務
それぞれが持つ力を最大限に発揮する
行政経営

- 64 市民と行政が協力して自治の進展を図る
- 65 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
- 66 市が保有する情報を総括的に管理するとともに、自治に関する基本的な制度の整備を推進する
- 67 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う
- 68 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する
- 69 北部の行政拠点を充実する

政策目標〔18〕 ※財務
ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

- 70 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する
- 71 徴収率を向上させる
- 72 市民税の公平・適正な課税を行う
- 73 固定資産税の公平・適正な課税を行う
- 74 財産を適正に管理する
- 75 効率的で公正に入札・契約を執行する

政策目標〔19〕 ※会計
公金の管理を適正に行い、
安全かつ有利な運用を図る

政策目標〔20〕 ※選挙
住民の意思を行政に反映させる

政策目標〔21〕 ※監査
行政執行の適法性、効率性、
妥当性を維持し確保する

施策目標 29 以降の番号のずれを修正

協働

生涯学習

安全・安心

5 指標の修正・追加

(1) 政策目標の進捗を測るための指標

保健所政令市移行に伴う新たな指標の追加、既存の指標の修正及び移管等を行います。

政策目標 1: 次世代の成長を喜びあえるまち 《子育て》

修正			指標名: 「安心して子育てができる環境である」と思う市民の割合
基準値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	見直し理由: 保健所への事務移管に伴い、母子保健事業に関する記述を目標設定の考え方から削除します。
39.2%(平成21年度)	45.0%	50.0%	
<p>〔目標設定の考え方〕 子育て環境に関する市民の評価を測ります。 保育施設の整備などを行い待機児童の解消を図るほか、ファミリーサポートセンター事業など子育てのサポート体制を充実させ、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスの提供を行うことで、「安心して子育てができる環境である」と思う市民の割合を約 10% 増やすことを目標にしました。</p>			

修正			指標名: 合計特殊出生率
基準値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	見直し理由: 保健所への事務移管に伴い、母子保健事業に関する記述を目標設定の考え方から削除します。
1.30 人(平成20年度)	全国平均値	全国平均値を上回る	
<p>〔目標設定の考え方〕 合計特殊出生率により、子どもを産みやすい環境の整備が効果的に実施できているかを測ります。 茅ヶ崎市の合計特殊出生率は、平成 16 年度 1.21 人でした。その後横ばい状態が続きましたが、平成 20 年度は 1.30 人と上昇しました。神奈川県平均を上回っていますが、全国平均の 1.37 人と比較すると下回っています。子育て支援施策、教育環境や都市基盤の整備・充実など、子育てしやすい環境づくりをしていくことにより、全国平均を上回ることを目指します。</p> <p>※合計特殊出生率: 人口統計上の指標で、1 人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、1 人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めます。</p>			

政策目標 5: 共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち 《保健・福祉》

移管			指標名: 地域の診療所をかかりつけ医として持っている市民の割合
基準値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	見直し理由: 保健所への事務移管に伴い、保健所の政策指標へ移管します。
34.1%(平成21年度)	37.0%	40.0%	
<p>〔目標設定の考え方〕 かかりつけ医制度の推進が効果的に実施できているかを測ります。 地域の診療所の周知やかかりつけ医制度の周知を図ることにより、地域の診療所をかかりつけ医として持っている人の割合を 40%にすることを目標としました。</p>			

政策目標 7: だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち 《地域保健・公衆衛生》

移管			指標名: 地域の診療所をかかりつけ医として持っている市民の割合
基準値	中間値	目標値 (平成 32 年度)	見直し理由: 保健所への事務移管に伴い、保健所の政策指標として移管します。
34.1%(平成21年度)	-	40.0%	
<p>〔目標設定の考え方〕 かかりつけ医制度の推進が効果的に実施できているかを測ります。 地域の診療所の周知やかかりつけ医制度の周知を図ることにより、地域の診療所をかかりつけ医として持っている人の割合を 40%にすることを目標としました。</p> <p>※本指標は平成 29 年より保健所の指標に移管となるため、中間値は設定していません。</p>			

表: 地域の診療所をかかりつけ医として持っている市民の割合 (実績)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
34.1%	-	-	34.5%	-	33.7%	34.1%

追加			指標名:結核り患率	見直し理由: 結核は、過去の病気ではなく、今でも新しい患者が発生していますが、地域住民の結核に関する知識が不足しています。受診の遅れによる重症化などを防止するための総合的な対策を推進する指標として設定します。
基準値	中間値	目標値 (平成 32 年度)		
9.5 人/10 万人・年 (平成26 年度)	-	8.2 人/10 万人・年		
<p>【目標設定の考え方】 1年間に新規登録された人口 10 万人に対する結核患者数であり、保健対策の推進の度合いを測る指標です。神奈川県感染症予防計画に掲げられた目標値を参考に算出した減少率に基づき、本市の目標値を設定しました。</p> <p>※本指標は、今回の見直しにおいて新たに追加しました。 ※本指標は、平成 29 年度から指標として設定されるため、中間値は設定していません。</p>				

表：結核り患率（実績）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
12.0 人/10 万人・年	9.5 人/10 万人・年	9.5 人/10 万人・年	9.5 人/10 万人・年	-

※神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)の実績値です。

追加			指標名:健康増進事業への参加者数	見直し理由: 地域住民が自らの健康づくりに関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組んでいる状態を測るために健康増進事業への参加者数を指標に設定します。
基準値	中間値	目標値 (平成 32 年度)		
1,656 人(平成 27 年度)	-	1,700 人		
<p>【目標設定の考え方】 健康づくりへの関心を高め、また、日常生活の実践につながるように支援するために市が主催する健康教室や講演会への参加状況により、健康に対する意識を測ります。 健康に対する意識を向上させるため、健康教室、講演会の開催数を増やし、知識の普及を図ります。 120 人程度の増加を目標としました。</p> <p>※本指標は、今回の見直しにおいて新たに追加しました。 ※本指標は、平成 29 年度から指標として設定されるため、中間値は設定していません。</p>				

表：市が主催する健康増進事業への参加者数(実績)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1,371 人	1,312 人	1,541 人	1,580 人	1,656 人

(2) 施策目標の進捗を測るための指標

保健所政令市移行に伴う新たな指標の追加、既存の指標の修正及び移管等を行います。

施策目標 14: いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる

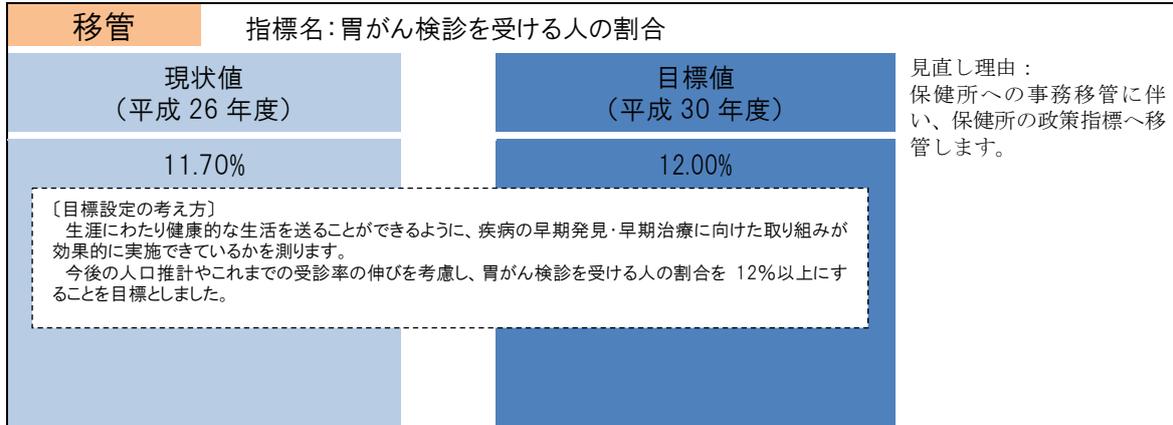
移管		指標名: 健康事業への参加者数
現状値 (平成 26 年度)		目標値 (平成 30 年度)
1,580 人		1,700 人
<p>【目標設定の考え方】 健康づくりへの関心を高め、また、日常生活の実践につながるよう支援するために市が主催する健康教室や講演会への参加状況により、健康に対する意識を測ります。 健康に対する意識を向上させるため、健康教室の開催数を増やし、知識の普及を図ります。健康教室開催数の増による 120 人程度の増加を目標としました。</p>		
<p>見直し理由： 保健所への事務移管に伴い削除します。</p>		

追加		指標名: スポーツ事業への参加者数
基準値 (平成 27 年度)		目標値 (平成 30 年度)
16,963 人		17,200 人
<p>【目標設定の考え方】 健康づくりへの関心を高め、日常生活の実践につながるよう支援するために、総合体育大会、健康マラソン等各種大会、新体力テスト、スポーツレクリエーションフェスティバル等を開催し、スポーツを行うきっかけを創出するとともに健康に対する意識を向上させます。 新体力テスト開催数等の増や参加者のニーズに合った事業の見直しを図ることで、868人程度の増加を目標としました。</p> <p>※本指標は、今回の見直しにおいて新たに追加しました。</p>		
<p>見直し理由： 健康事業への参加者数を指標から削除したことに伴い、スポーツ事業への参加者数を新たに指標に設定します。</p>		

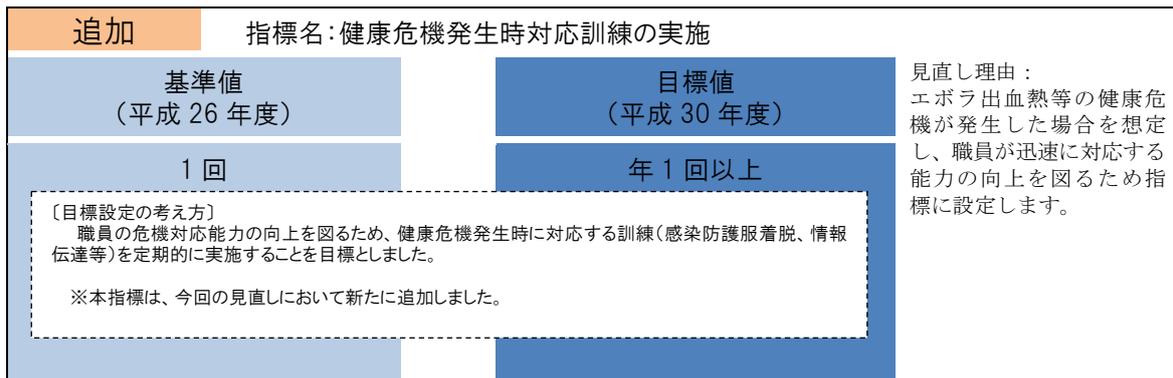
表：市が主催するスポーツ事業への参加者数

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
17,587 人	17,090 人	16,896 人	16,332 人	16,963 人

施策目標 16: 自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる



施策目標 23: あらゆる健康危機から市民を守る



表：健康危機発生時対応訓練の実施（実績）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0 回	0 回	0 回	1 回	-

※神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)の実績値です。

追加	指標名：地域保健実習の支援		見直し理由： 質の高い保健師・看護師・ 管理栄養士等の養成に資 するため、地域保健実習の 支援を指標に設定します。
基準値 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)		
保健師 : 16人 管理栄養士: 15人	保健師 : 15人以上 管理栄養士: 15人以上		
<p>〔目標設定の考え方〕 地域保健に携わる人材育成を推進するため、保健師や管理栄養士等の資格取得に係る実習生を、定例的に一定の人数を受け入れることを目標としました。</p> <p>※本指標は、今回の見直しにおいて新たに追加しました。</p>			

表：地域保健実習の支援（実績）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保健師	20人	24人	20人	16人	-
管理栄養士	12人	13人	18人	15人	-

※神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)の実績値です。

施策目標 24: 医療の安全を確保し、健康で安心した生活を持続する

追加	指標名：地域の診療所をかかりつけ医として持っている市民の割合		見直し理由： 身近な地域で診療や健康 相談などを受けることが できているかを測るため にかかりつけ医を持っ ている市民の割合を指標 に設定します。
基準値 (平成27年度)	目標値 (平成30年度)		
34.1%	38.5%		
<p>〔目標設定の考え方〕 かかりつけ医制度の推進が効果的にできているかを測ります。 地域の診療所の周知やかかりつけ医制度の周知を図ることにより、地域の診療所をかかりつけ医として持っている人の割合を目標としました。</p> <p>※本指標は、今回の見直しにおいて新たに追加しました。</p>			

表：地域の診療所をかかりつけ医として持っている市民の割合（実績）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
-	34.5%	-	33.7%	34.1%

施策目標 25: ころとからだの健康をサポートする

追加	指標名: 感染症予防啓発活動の実施回数		見直し理由: 自ら予防行動を実施できるようにするため、地域住民及び関係者（施設従事者・医療従事者等）に対する感染症の予防対策や正しい知識についての啓発活動の実施回数を指標に設定します。
	基準値 (平成 23 年度～26 年度の平均)	目標値 (平成 30 年度)	
	10 回	10 回以上	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〔目標設定の考え方〕 感染症に関する知識の普及を図り、早期発見、適切な医療の提供、まん延防止が図れる体制を整備するため、感染症の予防とまん延防止の講演会等による啓発活動を積極的に実施します。</p> <p>※過去4年間神奈川県で実施してきた感染症予防啓発活動の実施回数の平均を基準としました。 ※本指標は、今回の見直しにおいて新たに追加しました。</p> </div>		

表：感染症予防啓発活動の実施回数（実績）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
5 回	7 回	12 回	17 回	-

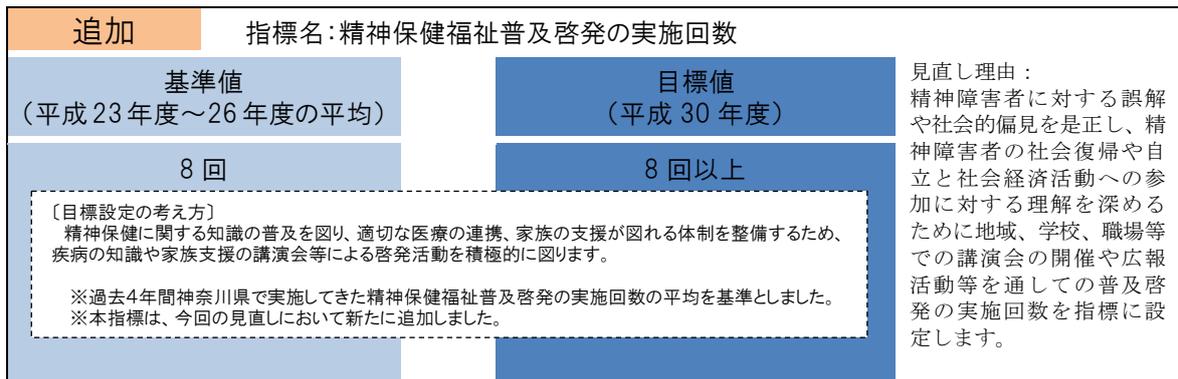
※神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)の実績値です。

追加	指標名: 結核り患率		見直し理由: 結核は、過去の病気ではなく、今でも新しい患者が発生していますが、地域住民の結核に関する知識が不足しています。受診の遅れによる重症化などを防止するための総合的な対策を推進する指標として設定します。
	基準値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 30 年度)	
	9.5 人/10 万人・年	8.7 人/10 万人・年	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〔目標設定の考え方〕 1 年間に新規登録された人口 10 万人に対する結核患者数であり、保健対策の推進の度合いを測る指標です。神奈川県感染症予防計画に掲げられた目標値を参考に算出した減少率に基づき、本市の目標値を設定しました。</p> <p>※本指標は、今回の見直しにおいて新たに追加しました。</p> </div>		

表：結核り患率（実績）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
12.0 人/10 万人・年	9.5 人/10 万人・年	9.5 人/10 万人・年	9.5 人/10 万人・年	-

※神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)の実績値です。

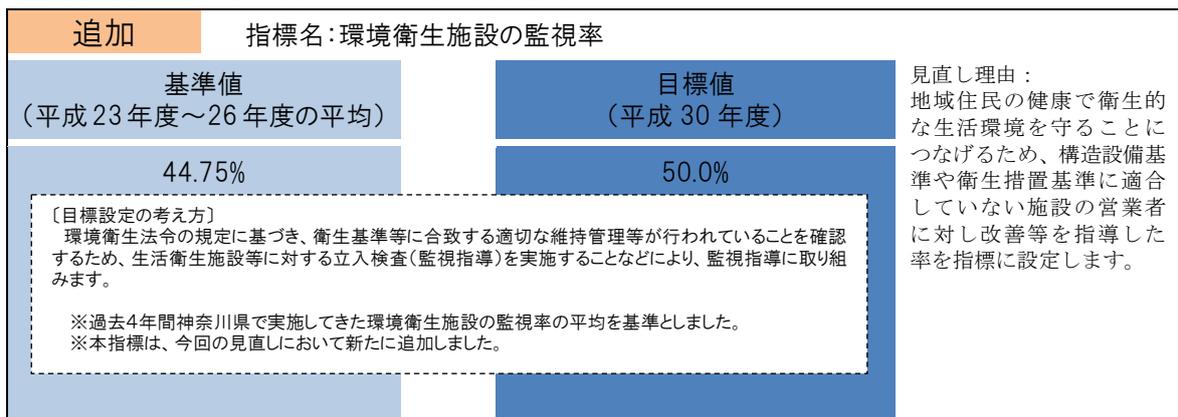


表：精神保健福祉普及啓発の実施回数（実績）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
6回	7回	6回	11回	-

※神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)の実績値です。

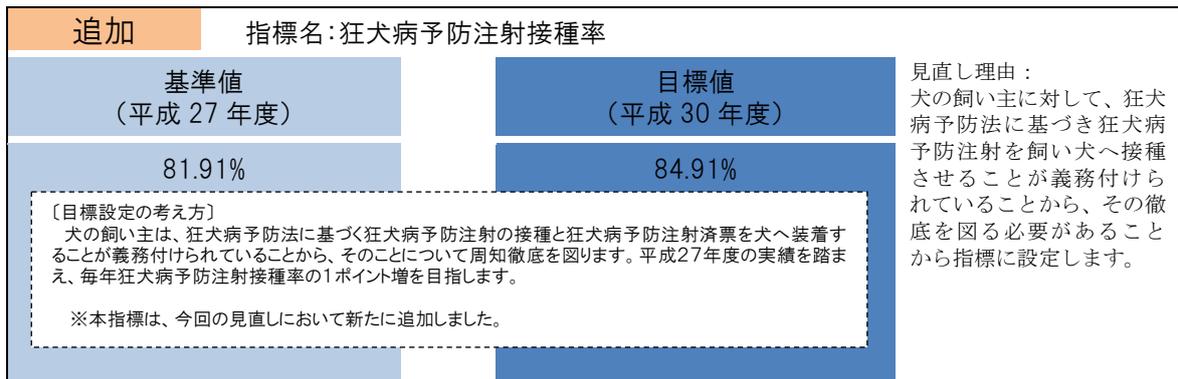
施策目標 26:健康で衛生的な生活環境を守る



表：環境衛生施設の監視率（実績）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
51.0%	50.0%	49.0%	29.0%	-

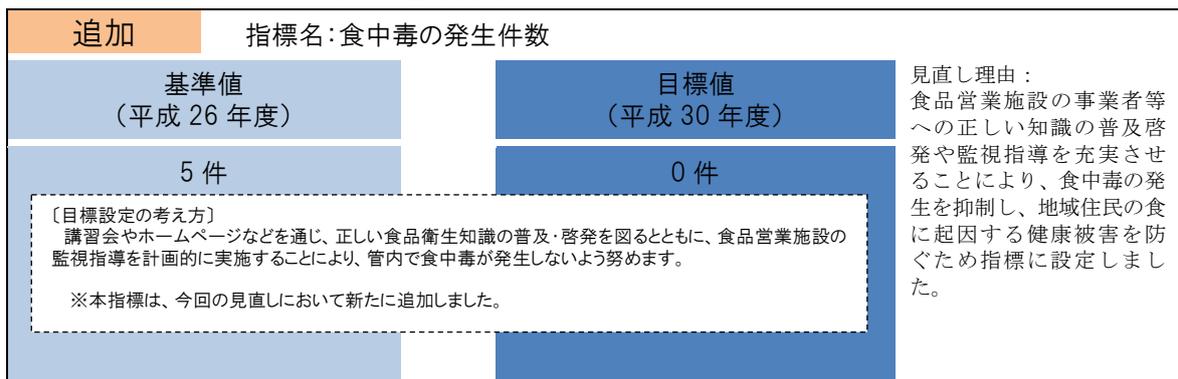
※神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)の実績値です。



表：狂犬病予防注射接種率（実績）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
84.42%	83.43%	84.03%	82.04%	81.91%

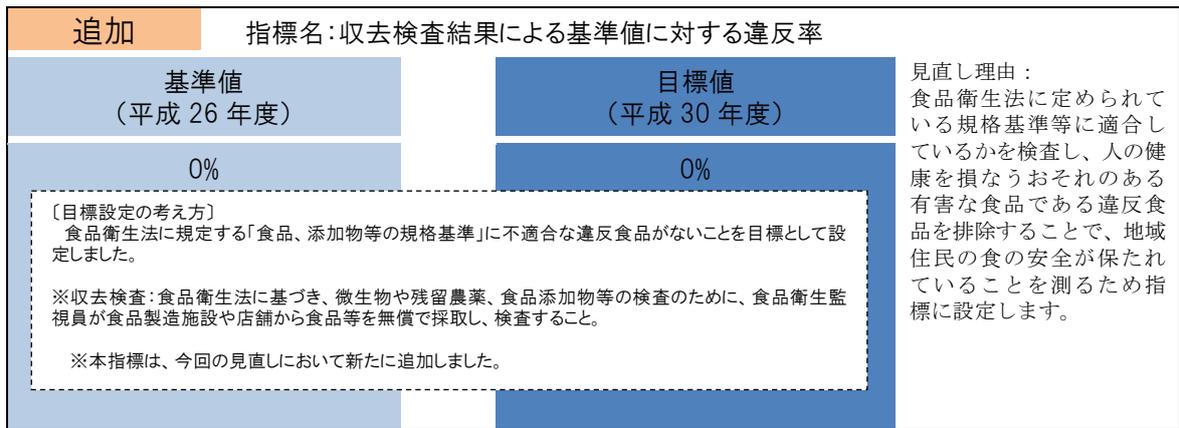
施策目標 27: 食の安全・安心を確保する



表：食中毒の発生件数（実績）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0 件	3 件	2 件	5 件	-

※神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)の実績値です。

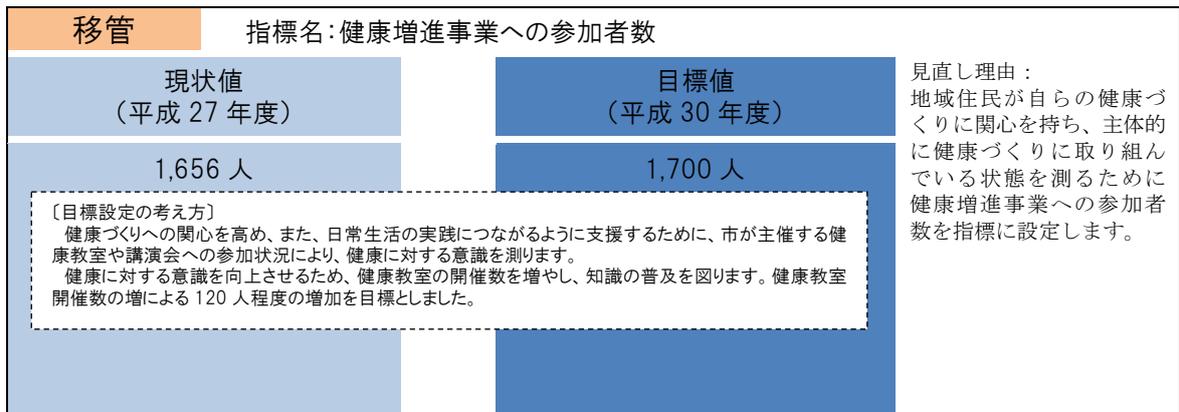


表：収去検査結果による基準値に対する違反率 (実績)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1.408%	1.481%	0%	0%	-

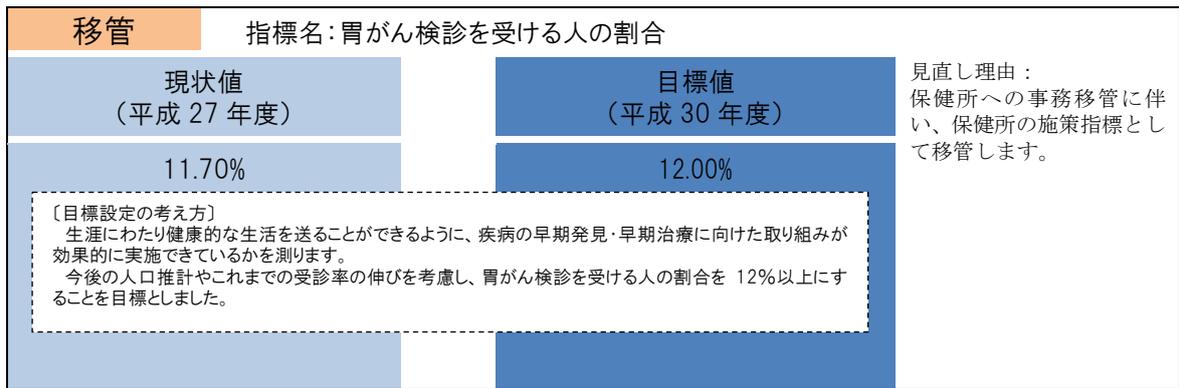
※神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)の実績値です。

施策目標 28:こころとからだを健康にできる環境をつくる



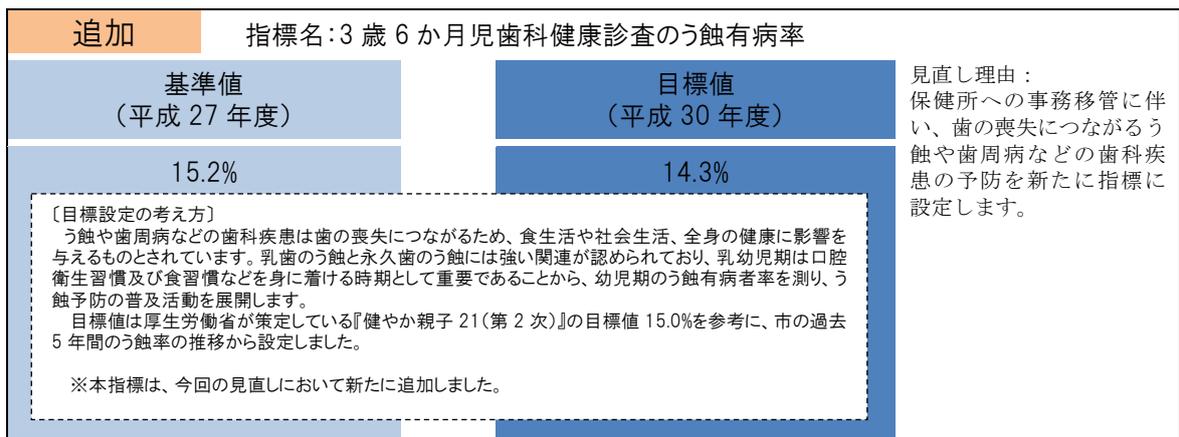
表：市が主催する健康増進事業への参加者数 (実績)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1,371 人	1,312 人	1,541 人	1,580 人	1,656 人



表：胃がん検診を受ける人の割合（実績）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
11.0%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%



表：3 歳 6 か月児歯科健康診査のう蝕有病率(実績)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
18.5%	18.3%	16.3%	14.5%	15.2%

<p>園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てに関わる時間が持て、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。</p> <p>性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。</p> <p>(1) 政策目標 1 次世代の成長を喜び合えるまち</p> <p>目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して子育てが_____できるサポート体制ができている ・子育てを支え合える地域社会の仕組みができている ・子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている ・多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている <hr/> <hr/> <p>ア 施策目標 01 安心して子どもを育てることを支援する</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) 乳幼児に関する施策の充実</p> <p>子どもの成長にとって乳幼児期の保護者の関わり方が重要であることを啓発するとともに、保護者のために乳幼児期の子育てについての情報や学習機会をさまざまな媒体を活用して積極的に提供するなど、乳幼児に関する施策を充実します。</p> <p>(イ) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築</p> <p>子育てを教えてくれる人や支えてくれ</p>	<p>園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てに関わる時間が持て、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。</p> <p>性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。</p> <p>(1) 政策目標 1 次世代の成長を喜び合えるまち</p> <p>目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めての<u>子育てでも安心</u>できるサポート体制ができている ・子育てを支え合える地域社会の仕組みができている ・子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている ・多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている ・妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている <p>ア 施策目標 01 安心して子どもを育てることを支援する</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) 乳幼児に関する施策の充実</p> <p>子どもの成長にとって乳幼児期の保護者の関わり方が重要であることを啓発するとともに、保護者のために乳幼児期の子育てについての情報や学習機会をさまざまな媒体を活用して積極的に提供するなど、乳幼児に関する施策を充実します。</p> <p>(イ) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築</p> <p>子育てを教えてくれる人や支えてくれ</p>
--	---

<p>庭の育児不安などの解消を目指します。 また、関係機関と連携して、児童虐待相談の充実と虐待の未然防止対策を強化するとともに、児童虐待の起きた家庭を支援します。</p> <p>(イ) 療育相談事業の充実 巡回相談などを通じて幼稚園、保育園、学校などの機関と連携を深め、療育相談を充実します。</p> <p>(2) 政策目標 2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち (略)</p> <p>(3) 政策目標 3 次代に向かって教育環境ゆたかなまち (略)</p> <p>(4) 政策目標 4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち 目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の学習意欲に応じて、学習拠点とともに、市民、大学、事業者などとの協働によって新しい学習の場や機会が充実している ・地域文化への愛着と未来への創造力があふれ、だれもが自然に文化・芸術に親しんでいる ・世代を超えてスポーツに親しみ、健康に暮らしている人が増えている ・互いを尊重しながら、自らの意思で積極的に等しく社会に参画できる環境が整っている <p>ア 施策目標 13 (略)</p> <p>イ 施策目標 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる 施策のねらい</p> <p>(ア) 生涯スポーツ・健康づくりの推進 市民のだれもが、それぞれの体力や年</p>	<p>庭の育児不安などの解消を目指します。 また、関係機関と連携して、児童虐待相談の充実と虐待の未然防止対策を強化するとともに、児童虐待の起きた家庭を支援します。</p> <p>(エ) 療育相談事業の充実 巡回相談などを通じて幼稚園、保育園、学校などの機関と連携を深め、療育相談を充実します。</p> <p>(2) 政策目標 2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち (略)</p> <p>(3) 政策目標 3 次代に向かって教育環境ゆたかなまち (略)</p> <p>(4) 政策目標 4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち 目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の学習意欲に応じて、学習拠点とともに、市民、大学、事業者などとの協働によって新しい学習の場や機会が充実している ・地域文化への愛着と未来への創造力があふれ、だれもが自然に文化・芸術に親しんでいる ・世代を超えてスポーツに親しみ、健康に暮らしている人が増えている ・互いを尊重しながら、自らの意思で積極的に等しく社会に参画できる環境が整っている <p>ア 施策目標 13 (略)</p> <p>イ 施策目標 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる 施策のねらい</p> <p>(ア) 生涯スポーツ・健康づくりの推進 市民のだれもが、それぞれの体力や年</p>
--	--

のある 地域づくり

超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。

制度による公的な福祉サービス（公助）を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の「支え合い」の力を着実に育てます。

国際化の進展等に伴いモノやヒトの流れが活発になる中での予期せぬ感染症の発生予防とまん延防止、食品の安全性を確保するための監視・指導による市民の健康被害防止、衛生的な生活環境の確保や動物愛護の取り組みの支援を通じて、地域の公衆衛生を支えます。

(1) 政策目標 5 共に見守り支え合いですこやかに暮らせるまち

目指すべき将来像

- ・元気な高齢者が増えている
- ・地域の総合的な相談機関や専門相談員が設置され、だれもがより身近なところで相談できている
- ・ボランティアに取り組む人が増え、地域での見守り、支え合いができています
- ・在宅生活を支援するサービスが充実し、住み慣れた地域で暮らし続ける人が増えている
- ・だれもが安心して医療を受けている
- ・日ごろの見守り活動とともに、災害時要援護者の支援体制も整っている

のある 地域づくり

超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。

制度による公的な福祉サービス（公助）を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の「支え合い」の力を着実に育てます。

(1) 政策目標 5 共に見守り支え合いですこやかに暮らせるまち

目指すべき将来像

- ・元気な高齢者が増えている
- ・地域の総合的な相談機関や専門相談員が設置され、だれもがより身近なところで相談できている
- ・ボランティアに取り組む人が増え、地域での見守り、支え合いができています
- ・在宅生活を支援するサービスが充実し、住み慣れた地域で暮らし続ける人が増えている
- ・だれもが安心して医療を受けている
- ・日ごろの見守り活動とともに、災害時要援護者の支援体制も整っている

<p>イ 施策目標 17 (略)</p> <p>ウ 施策目標 18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) 高齢者の健康づくりと生きがいのづくりの支援 高齢者が、できるだけ健康で、その人らしく生きがいをもって生活できるよう、体力・健康づくりと生きがいのづくりを支援します。</p> <p>(イ) 介護サービスの充実 介護が必要な高齢者に対して、身近な地域で安心して、必要なサービスが利用できるよう、介護保険サービスを充実します。</p> <p>(ウ) 認知症高齢者に対する支援の充実 認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域ケア体制を整備します。</p> <p>(エ) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 多様な主体による訪問サービスや通所サービス等の介護予防・生活支援サービス等の提供体制を整備し、要支援認定者等の在宅における日常生活を支える取り組みを推進します。</p> <p>(オ) 多職種が連携した在宅医療の体制の充実 医療、介護などの多職種の連携による支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし、在宅で医療を受けられるようにします。</p> <p>(カ) 地域包括支援センターの機能充実 高齢者とその家族に対して、身近な地域で、保健・福祉・介護に関する相談ができるよう、地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、さらなる施設</p>	<p>イ 施策目標 17 (略)</p> <p>ウ 施策目標 18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) 高齢者の健康づくりと生きがいのづくりの支援 高齢者が、できるだけ健康で、その人らしく生きがいをもって生活できるよう、体力・健康づくりと生きがいのづくりを支援します。</p> <p>(イ) 介護サービスの充実 介護が必要な高齢者に対して、身近な地域で安心して、必要なサービスが利用できるよう、介護保険サービスを充実します。</p> <p>(ウ) 認知症高齢者に対する支援の充実 認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域ケア体制を整備します。</p> <p>(エ) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 多様な主体による訪問サービスや通所サービス等の介護予防・生活支援サービス等の提供体制を整備し、要支援認定者等の在宅における日常生活を支える取り組みを推進します。</p> <p>(オ) 多職種が連携した在宅医療の体制の充実 医療、介護などの多職種の連携による支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし、在宅で医療を受けられるようにします。</p> <p>(カ) 地域包括支援センターの機能充実 高齢者とその家族に対して、身近な地域で、保健・福祉・介護に関する相談ができるよう、地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、さらなる施設</p>
--	--

<p>整備を行い、地域支援体制を整備します。</p> <p>(キ) 権利擁護体制の充実</p> <p>高齢者が、主体的な生活を選択する際に、権利を侵害されたり財産を脅かされたりすることがないように、地域の多様な関係者・関係機関と連携し、権利擁護の推進体制を強化することで、いざというときも安心して生活できるようにします。</p> <p>(ク) 災害時要援護者支援制度の充実</p> <p>一人暮らしの高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるようにするための災害時要援護者支援制度を充実します。</p> <p>エ 施策目標 19 (略)</p> <p>オ 施策目標 20 安定した生活を支援する施策のねらい</p> <p>(ア) 生活困窮者への自立支援</p> <p>生活保護の開始には至らないものの、さまざまな理由で生活に困窮している人に対し、自立支援に向けた施策を講じることで、将来的に生活保護の開始に至らないようにします。</p> <p>(イ) 生活保護世帯の自立支援</p> <p>生活保護を受給している世帯に対し、必要な支援を行いながら自立を促し、できるだけ短期間で自立できるようにします。</p> <p>(2) 政策目標 6 質の高い医療サービスを安定的に提供するまち (略)</p> <p>ア 施策目標 21 (略)</p> <p>イ 施策目標 22 (略)</p>	<p>整備を行い、地域支援体制を整備します。</p> <p>(キ) 権利擁護体制の充実</p> <p>高齢者が、主体的な生活を選択する際に、権利を侵害されたり財産を脅かされたりすることがないように、地域の多様な関係者・関係機関と連携し、権利擁護の推進体制を強化することで、いざというときも安心して生活できるようにします。</p> <p>(ク) 災害時要援護者支援制度の充実</p> <p>一人暮らしの高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるようにするための災害時要援護者支援制度を充実します。</p> <p>エ 施策目標 19 (略)</p> <p>オ 施策目標 20 安定した生活を支援する施策のねらい</p> <p>(ア) 生活困窮者への自立支援</p> <p>生活保護の開始には至らないものの、さまざまな理由で生活に困窮している人に対し、自立支援に向けた施策を講じることで、将来的に生活保護の開始に至らないようにします。</p> <p>(イ) 生活保護世帯の自立支援</p> <p>生活保護を受給している世帯に対し、必要な支援を行いながら自立を促し、できるだけ短期間で自立できるようにします。</p> <p>(2) 政策目標 6 質の高い医療サービスを安定的に提供するまち (略)</p> <p>ア 施策目標 21 (略)</p> <p>イ 施策目標 22 (略)</p>
--	--

<p><u>医療サービスが受けられるようにします。</u></p>	<hr/> <hr/>
<p><u>(ウ) 健康生活の支援</u></p>	<hr/>
<p><u>生涯を通じた女性の保健相談、各種健康相談・健康教育等を実施するとともに、地域の歯科保健や給食施設の栄養管理等を充実させる取り組みを進めます。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p><u>ウ 施策目標 25 ころとからだの健康をサポートする</u></p>	<hr/> <hr/>
<p><u>施策のねらい</u></p>	<hr/>
<p><u>(ア) 専門性の高い疾病予防対策の充実多様化・複雑化する感染症の予防や拡大防止対策を充実させます。また、難病などの患者・家族の交流を図るとともに、相談体制を充実させます。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p><u>(イ) こころの健康づくりの推進</u></p>	<hr/>
<p><u>ストレスなどの蓄積による心の不安や精神疾病を未然に防ぐため、心の健康に関する啓発活動や相談体制を充実させます。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p><u>エ 施策目標 26 健康で衛生的な生活環境を守る</u></p>	<hr/> <hr/>
<p><u>施策のねらい</u></p>	<hr/>
<p><u>(ア) 環境衛生の向上</u></p>	<hr/>
<p><u>理・美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場などの生活に密着した生活衛生施設の営業、墓地の経営、専用水道などの水道施設などの許可、監視指導などを通じて衛生措置基準の順守、施設の改善向上を図ります。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p><u>(イ) 医薬品等の使用の適正化</u></p>	<hr/>
<p><u>薬局をはじめ、医薬品等を取り扱う医療施設等の監視指導などを通じて、薬事衛生の向上を図ります。また、薬物乱用防止に関する普及啓発に取り組みます。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p><u>(ウ) 動物の愛護、保護管理の推進</u></p>	<hr/>
<p><u>人と動物が共生できる快適な環境づくりのため、野生鳥獣の捕獲許可、愛玩動物飼</u></p>	<hr/> <hr/>

<p>可能な 暮らしづくり</p> <p>深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。</p> <p>ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。</p> <p>市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。</p> <p>多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。</p> <p>災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。</p> <p>(1) 政策目標 8 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち</p> <p>目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環・自然共生社会の形成に向け、日常生活や事業活動・行政活動において、環境配慮への意識の向上や自主的・連携した取り組みが実践され、温室効果ガスの排出量が減少している ・空気がおいしく、澄み渡った空が見られるきれいな環境を身近に感じることができる ・市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し合いながら、ごみ・資源の適正 	<p>可能な 暮らしづくり</p> <p>深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。</p> <p>ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。</p> <p>市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。</p> <p>多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。</p> <p>災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。</p> <p>(1) 政策目標 8 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち</p> <p>目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環・自然共生社会の形成に向け、日常生活や事業活動・行政活動において、環境配慮への意識の向上や自主的・連携した取り組みが実践され、温室効果ガスの排出量が減少している ・空気がおいしく、澄み渡った空が見られるきれいな環境を身近に感じることができる ・市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し合いながら、ごみ・資源の適正
--	--

<p>分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており、廃棄物の削減が進み資源の有効活用が図られている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正で効率的な資源分別・収集が定着し、焼却残さの削減と温室効果ガス排出量の削減が進んでいる <p>ア 施策目標 <u>29</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>30</u> 快適で安全な生活環境を守る</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) 市民・事業者などの意識やモラルの向上</p> <p>だれもが安心して暮らせる快適な環境を保全する活動に、市民・事業者などの参加を促すとともに、公害の監視活動や情報開示を通じて、市民・事業者などの環境に対する意識とモラルを向上させる仕組みを構築し、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を進めます。</p> <p>(イ) 地域の環境保全活動や美化活動の促進と支援</p> <p>地域、地区レベルで自治会組織や市民一人一人が、地域の環境保全活動や美化活動に自発的に取り組めるよう、仕組みづくりや支援に努めます。</p> <p>(ウ) <u>生活環境</u>の向上</p> <p><u>公衆便所の維持管理、し尿・浄化槽汚泥の適正処理、浄化槽法による指導の徹底、空地の浄化推進などにより、生活環境</u>の向上を図ります。</p> <p>ウ 施策目標 <u>31</u> 資源循環型社会の形成を目指す</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) ごみの排出抑制</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式からの脱却を目指して、啓発活動の充実を図るとともに、レジ袋削減に向</p>	<p>分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており、廃棄物の削減が進み資源の有効活用が図られている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正で効率的な資源分別・収集が定着し、焼却残さの削減と温室効果ガス排出量の削減が進んでいる <p>ア 施策目標 <u>23</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>24</u> 快適で安全な生活環境を守る</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) 市民・事業者などの意識やモラルの向上</p> <p>だれもが安心して暮らせる快適な環境を保全する活動に、市民・事業者などの参加を促すとともに、公害の監視活動や情報開示を通じて、市民・事業者などの環境に対する意識とモラルを向上させる仕組みを構築し、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を進めます。</p> <p>(イ) 地域の環境保全活動や美化活動の促進と支援</p> <p>地域、地区レベルで自治会組織や市民一人一人が、地域の環境保全活動や美化活動に自発的に取り組めるよう、仕組みづくりや支援に努めます。</p> <p>(ウ) <u>環境衛生</u>の向上</p> <p><u>墓地の経営などの許可、専用水道などの水道施設の監視指導などを通じて、環境衛生</u>の向上を図ります。</p> <p>ウ 施策目標 <u>25</u> 資源循環型社会の形成を目指す</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) ごみの排出抑制</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式からの脱却を目指して、啓発活動の充実を図るとともに、レジ袋削減に向</p>
--	--

<p>けた取り組みなどを通じて、ごみに対する意識の高揚を図り、全市民と協働してごみの排出抑制を進めます。</p> <p>(イ) 資源循環の仕組みの充実</p> <p>ごみ処理の広域化を推進し、処理施設の共同整備と資源化施設の共同運用を適切に実施し、その有効活用を図るとともに分別品目や収集方法を見直して資源化を促進します。</p> <p>(ウ) 廃棄物の適正処理</p> <p>循環型社会の形成に向けた収集計画を策定し、家庭から出るごみをはじめ、事業系ごみ、し尿、浄化槽汚泥などの適正処理を行います。</p> <p><u>(エ) 使用済み自動車の適正処理</u></p> <p><u>使用済み自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な確保等を図るため、関連事業者の登録、許可及び指導を行います。</u></p> <p>エ 施策目標 <u>32</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 政策目標 9 安全で安心して暮らせるまち</p> <p>(略)</p> <p>ア 施策目標 <u>33</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 施策目標 <u>34</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>35</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 政策目標 10 生命や財産が守られるまち 目指すべき将来像</p> <p>(略)</p> <p>ア 施策目標 <u>36</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 施策目標 <u>37</u></p>	<p>けた取り組みなどを通じて、ごみに対する意識の高揚を図り、全市民と協働してごみの排出抑制を進めます。</p> <p>(イ) 資源循環の仕組みの充実</p> <p>ごみ処理の広域化を推進し、処理施設の共同整備と資源化施設の共同運用を適切に実施し、その有効活用を図るとともに分別品目や収集方法を見直して資源化を促進します。</p> <p>(ウ) 廃棄物の適正処理</p> <p>循環型社会の形成に向けた収集計画を策定し、家庭から出るごみをはじめ、事業系ごみ、し尿、浄化槽汚泥などの適正処理を行います。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>エ 施策目標 <u>26</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 政策目標 9 安全で安心して暮らせるまち</p> <p>(略)</p> <p>ア 施策目標 <u>27</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 施策目標 <u>28</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>29</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 政策目標 10 生命や財産が守られるまち 目指すべき将来像</p> <p>(略)</p> <p>ア 施策目標 <u>30</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 施策目標 <u>31</u></p>
---	--

<p>(略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>38</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 施策目標 <u>39</u></p> <p>(略)</p> <p>オ 施策目標 <u>40</u></p> <p>(略)</p> <p>カ 施策目標 <u>41</u></p> <p>(略)</p> <p>4 基本理念4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり</p> <p>茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクトな市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。</p> <p>現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。</p> <p>市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。</p> <p>公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。</p> <p>茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人を訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。</p> <p>自然環境など地域の特性に配慮し、生活や</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>32</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 施策目標 <u>33</u></p> <p>(略)</p> <p>オ 施策目標 <u>34</u></p> <p>(略)</p> <p>カ 施策目標 <u>35</u></p> <p>(略)</p> <p>4 基本理念4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり</p> <p>茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクトな市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。</p> <p>現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。</p> <p>市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。</p> <p>公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。</p> <p>茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人を訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。</p> <p>自然環境など地域の特性に配慮し、生活や</p>
--	--

<p>防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。</p> <p>(1) 政策目標 11 魅力にあふれ住み続けたいまち (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>42</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>43</u> (略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>44</u> (略)</p> <p>エ 施策目標 <u>45</u> (略)</p> <p>オ 施策目標 <u>46</u> (略)</p> <p>(2) 政策目標 12 だれもが快適に過ごせるまち (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>47</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>48</u> (略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>49</u> (略)</p> <p>エ 施策目標 <u>50</u> (略)</p> <p>オ 施策目標 <u>51</u> (略)</p> <p>(3) 政策目標 13 快適な水環境が守られるまち (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>52</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>53</u> (略)</p>	<p>防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。</p> <p>(1) 政策目標 11 魅力にあふれ住み続けたいまち (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>36</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>37</u> (略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>38</u> (略)</p> <p>エ 施策目標 <u>39</u> (略)</p> <p>オ 施策目標 <u>40</u> (略)</p> <p>(2) 政策目標 12 だれもが快適に過ごせるまち (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>41</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>42</u> (略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>43</u> (略)</p> <p>エ 施策目標 <u>44</u> (略)</p> <p>オ 施策目標 <u>45</u> (略)</p> <p>(3) 政策目標 13 快適な水環境が守られるまち (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>46</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>47</u> (略)</p>
---	---

<p>ウ 施策目標 <u>54</u> (略)</p> <p>(4) 政策目標 14 地域の魅力と活力のある産業のまち 目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化し、地域経済が好循環している ・商業や農業・水産業の後継者と新規起業者、新規就農者が増加している ・既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されている ・観光のネットワークが形成されている ・市民生活の利便性の高い都市拠点が整備され、活力あるまちとなっている <p>ア 施策目標 <u>55</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>56</u> 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める 施策のねらい</p> <p>(ア) 異業種交流の場の提供 農業、水産業、商業による異業種交流の場の提供を継続的に行い、地産地消と新たなビジネスチャンスの創出を行います。</p> <p>(イ) 経営の安定化支援 農業・水産業の担い手の確保育成や経営能力の向上を図り、魅力ある産業として就労意欲が高まるような仕組みづくりを進め、経営の安定化を支援します。</p> <p>(ウ) 地産地消の推進 農業・水産業は環境や食の安全に対する消費者の関心の高まりと地場産業振興の観点から地産地消を進めるとともに、消費地の中に生産地がある特徴を生かし地産地消の拠点づくりを進めます。</p> <p>(エ) 海岸侵食対策の推進 県と連携し漁港西側に堆積する砂を中</p>	<p>ウ 施策目標 <u>48</u> (略)</p> <p>(4) 政策目標 14 地域の魅力と活力のある産業のまち 目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化し、地域経済が好循環している ・商業や農業・水産業の後継者と新規起業者、新規就農者が増加している ・既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されている ・観光のネットワークが形成されている ・市民生活の利便性の高い都市拠点が整備され、活力あるまちとなっている <p>ア 施策目標 <u>49</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>50</u> 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める 施策のねらい</p> <p>(ア) 異業種交流の場の提供 農業、水産業、商業による異業種交流の場の提供を継続的に行い、地産地消と新たなビジネスチャンスの創出を行います。</p> <p>(イ) 経営の安定化支援 農業・水産業の担い手の確保育成や経営能力の向上を図り、魅力ある産業として就労意欲が高まるような仕組みづくりを進め、経営の安定化を支援します。</p> <p>(ウ) 地産地消の推進 農業・水産業は環境や食の安全に対する消費者の関心の高まりと地場産業振興の観点から地産地消を進めるとともに、消費地の中に生産地がある特徴を生かし地産地消の拠点づくりを進めます。</p> <p>(エ) 海岸侵食対策の推進 県と連携し漁港西側に堆積する砂を中</p>
--	--

<p>海岸へ搬送するとともに、国・県などの関係機関へ海岸侵食対策事業に対する要望活動を行い、侵食対策を推進します。</p> <p>(オ) 海岸の保全・活用の推進</p> <p>多様化する海洋レジャーに伴う海浜地の利用に対して、湘南海岸の特性が生かせるようなイベントなどの開催に対し支援などを行うとともに、海岸の保全・活用を推進します。</p> <p>(カ) 農地の保全・活用の推進</p> <p>生産基盤整備や意欲の高い担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の確保と有効利用を図り、農地の保全・活用を推進します。</p> <p>ウ 施策目標 <u>57</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 施策目標 <u>58</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 政策目標 15 農地の適正で有効な利用を図る</p> <p>(略)</p> <p>5 基本理念 5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営</p> <p>(略)</p> <p>(1) 政策目標 16 社会の変化に対応できる行政経営</p> <p>(略)</p> <p>ア 施策目標 <u>59</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 施策目標 <u>60</u> 先を見据えた政策を実現する</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) 戦略的な計画立案と成果を上げる事業展開</p> <p>市全体の経営方針や重点施策、行財政</p>	<p>海岸へ搬送するとともに、国・県などの関係機関へ海岸侵食対策事業に対する要望活動を行い、侵食対策を推進します。</p> <p>(オ) 海岸の保全・活用の推進</p> <p>多様化する海洋レジャーに伴う海浜地の利用に対して、湘南海岸の特性が生かせるようなイベントなどの開催に対し支援などを行うとともに、海岸の保全・活用を推進します。</p> <p>(カ) 農地の保全・活用の推進</p> <p>生産基盤整備や意欲の高い担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の確保と有効利用を図り、農地の保全・活用を推進します。</p> <p>ウ 施策目標 <u>51</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 施策目標 <u>52</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 政策目標 15 農地の適正で有効な利用を図る</p> <p>(略)</p> <p>5 基本理念 5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営</p> <p>(略)</p> <p>(1) 政策目標 16 社会の変化に対応できる行政経営</p> <p>(略)</p> <p>ア 施策目標 <u>53</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 施策目標 <u>54</u> 先を見据えた政策を実現する</p> <p>施策のねらい</p> <p>(ア) 戦略的な計画立案と成果を上げる事業展開</p> <p>市全体の経営方針や重点施策、行財政</p>
--	--

改革などの具体的な方向性を示すとともに、厳しい財政状況を認識したうえで、各組織が使命、ビジョンを明確にし、目標の設定や政策・事務事業の優先順位付けを行い、目的指向、成果指向の市政運営を推進します。

(イ) 総合計画の確実な進行管理

政策や施策の推進にあたっては行政評価を活用し、組織としての使命の明確化、外部環境や内部環境などの現状の分析、目的や方針の設定、定量的な目標の設定などを行うことで、組織としての戦略形成や的確な改善を行うとともに、評価の客観性、公平性、透明性を高めるため、行政外部の主体による外部評価を実施します。

(ウ) 変化に対応した行政経営

地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくため、地方へのさらなる権限移譲に対応し、さらに複雑・多様化する市民ニーズに対応できるよう組織の機動性を高めるとともに、市民や事業者との連携を図ります。

(エ) 行政改革の実施

効率的・効果的な行政運営を推進するため、行政自らが行うべき事柄を明確にした中で、民間委託の推進、公の施設のあり方の見直し、効率的な組織の構築、事務事業の見直しなどを積極的に推進し、行政改革に取り組みます。

(オ) 豊かな長寿社会に向けた取り組みの推進

長寿であることを誰もが享受できる豊かな長寿社会を支える仕組みを構築し、その戦略的な展開を図ります。

改革などの具体的な方向性を示すとともに、厳しい財政状況を認識したうえで、各組織が使命、ビジョンを明確にし、目標の設定や政策・事務事業の優先順位付けを行い、目的指向、成果指向の市政運営を推進します。

(イ) 総合計画の確実な進行管理

政策や施策の推進にあたっては行政評価を活用し、組織としての使命の明確化、外部環境や内部環境などの現状の分析、目的や方針の設定、定量的な目標の設定などを行うことで、組織としての戦略形成や的確な改善を行うとともに、評価の客観性、公平性、透明性を高めるため、行政外部の主体による外部評価を実施します。

(ウ) 変化に対応した行政経営

地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくため、地方へのさらなる権限移譲に対応し、さらに複雑・多様化する市民ニーズに対応できるよう組織の機動性を高めるとともに、市民や事業者との連携を図ります。

(エ) 行政改革の実施

効率的・効果的な行政運営を推進するため、行政自らが行うべき事柄を明確にした中で、民間委託の推進、公の施設のあり方の見直し、効率的な組織の構築、事務事業の見直しなどを積極的に推進し、行政改革に取り組みます。

(オ) 豊かな長寿社会に向けた取り組みの推進

長寿であることを誰もが享受できる豊かな長寿社会を支える仕組みを構築し、その戦略的な展開を図ります。

(カ) マイナンバー制度の活用に向けた取り組みの推進

マイナンバー法の趣旨に基づき、マイ

<hr/> <hr/> <hr/> <p>ウ 施策目標 61 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる (略)</p> <p>エ 施策目標 62 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる 施策のねらい</p> <p>(ア) 情報の一元的かつ総合的な提供 行政情報の安全性を確保しながら、各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供することにより、質の高い市民サービスを実現します。</p> <p>(イ) 時間、場所などに制約されない市民サービスの提供 インターネットなどを活用し、時間や場所に制約されない利便性の高い市民サービスや市政への市民参加の機会の拡大を進めます。</p> <p>(ウ) 情報通信技術の活用 情報セキュリティ対策を実施したうえで、情報通信技術の活用により市民サービスの向上を図ります。</p> <p>(エ) 情報による地域力の向上 市民、企業、大学などとの協働や優れた情報発信と防災対策、産業振興などにより、行政を含めた地域力の向上を図ります。</p> <p>(オ) <u>マイナンバー制度の活用に向けた取り組みの推進</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の趣旨に基づき、<u>マイナンバーを活用した住民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた取り組みを推進します。</u></p>	<p><u>ナンバーを活用した住民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた取り組みを推進します。</u></p> <p>ウ 施策目標 55 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる (略)</p> <p>エ 施策目標 56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる 施策のねらい</p> <p>(ア) 情報の一元的かつ総合的な提供 行政情報の安全性を確保しながら、各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供することにより、質の高い市民サービスを実現します。</p> <p>(イ) 時間、場所などに制約されない市民サービスの提供 インターネットなどを活用し、時間や場所に制約されない利便性の高い市民サービスや市政への市民参加の機会の拡大を進めます。</p> <p>(ウ) 情報通信技術の活用 情報セキュリティ対策を実施したうえで、情報通信技術の活用により市民サービスの向上を図ります。</p> <p>(エ) 情報による地域力の向上 市民、企業、大学などとの協働や優れた情報発信と防災対策、産業振興などにより、行政を含めた地域力の向上を図ります。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
--	--

<p>オ 施策目標 <u>63</u> (略)</p> <p>(2) 政策目標 17 それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営 (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>64</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>65</u> (略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>66</u> (略)</p> <p>エ 施策目標 <u>67</u> (略)</p> <p>オ 施策目標 <u>68</u> (略)</p> <p>カ 施策目標 <u>69</u> (略)</p> <p>(3) 政策目標 18 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営 (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>70</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>71</u> (略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>72</u> (略)</p> <p>エ 施策目標 <u>73</u> (略)</p> <p>オ 施策目標 <u>74</u> (略)</p> <p>カ 施策目標 <u>75</u> (略)</p> <p>(4) 政策目標 19 公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る (略)</p>	<p>オ 施策目標 <u>57</u> (略)</p> <p>(2) 政策目標 17 それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営 (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>58</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>59</u> (略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>60</u> (略)</p> <p>エ 施策目標 <u>61</u> (略)</p> <p>オ 施策目標 <u>62</u> (略)</p> <p>カ 施策目標 <u>63</u> (略)</p> <p>(3) 政策目標 18 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営 (略)</p> <p>ア 施策目標 <u>64</u> (略)</p> <p>イ 施策目標 <u>65</u> (略)</p> <p>ウ 施策目標 <u>66</u> (略)</p> <p>エ 施策目標 <u>67</u> (略)</p> <p>オ 施策目標 <u>68</u> (略)</p> <p>カ 施策目標 <u>69</u> (略)</p> <p>(4) 政策目標 19 公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る (略)</p>
---	---

<p>(5) 政策目標 20 住民の意思を行政に反映させる (略)</p> <p>(6) 政策目標 21 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する (略)</p> <p>第 6 政策共通認識 (略)</p>	<p>(5) 政策目標 20 住民の意思を行政に反映させる (略)</p> <p>(6) 政策目標 21 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する (略)</p> <p>第 6 政策共通認識 (略)</p>
---	---

「保健所政令市移行等に伴う茅ヶ崎市総合計画基本構想の見直し (素案)」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成 28 年 7 月 23 日 (土) ~ 平成 28 年 8 月 23 日 (火)
- 2 意見の件数 23 件
- 3 意見提出者数 7 人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	6 人	0 人

5 内容別の意見件数

項 目	件 数
全般に関する意見	4 件
1 茅ヶ崎市総合計画についてに関する意見	0 件
2 基本構想の見直しに係る基本的な考え方に関する意見	0 件
3 基本構想の見直し素案に関する意見	7 件
4 基本構想におけるまちづくりの目標体系図素案に関する意見	0 件
5 指標の修正・追加に関する意見	1 件
保健所政令市移行に関する意見	2 件
パブリックコメントの実施に関する意見	3 件
その他の意見	6 件
合 計	23 件

※修正を加えた項目はありません。

市民の皆さまから寄せられたご意見及び市の考え方についての詳細は、企画経営課窓口、市政情報コーナーまたは市のホームページ (<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>) の「市民参加」よりご覧ください。

保健所政令市移行等に伴う茅ヶ崎市総合計画基本構想の見直し

平成 28 年(2016 年) 1 1 月発行

発行 茅ヶ崎市 編集 企画部企画経営課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話 0467-82-1111 (代表)

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>